

好日苑 料金表 (4人部屋 1割負担)

R8. 2. 1 改定

※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	871円	39,859円	55,979円	64,039円	86,049円	107,439円
要介護2	947円	42,392円	58,512円	66,572円	88,582円	109,972円
要介護3	1,014円	44,625円	60,745円	68,805円	90,815円	112,205円
要介護4	1,072円	46,557円	62,677円	70,737円	92,747円	114,137円
要介護5	1,125円	48,324円	64,444円	72,504円	94,514円	115,904円

※ 1か月31日の場合で計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑤ 食費 (1日)	300円	390円	550円	660円	300円
⑥ 居住費 (1日)	—	130円	130円	130円	130円
② サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日)				22円	
③ 夜勤職員配置加算 (1日)				24円	
④ 介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)		{ (①②③ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 }		× 7.5%	

対象者の方・必要時の各加算

初期加算(Ⅰ)	60円 / 日	急性期医療を担当医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より30日間に限り算定
初期加算(Ⅱ)	30円 / 日	入所日より30日間に限り算定(初期加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない)
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円 / 日	入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円 / 回	認知症の方に入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合 (生活機能の改善を目的としてを行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施致します。)
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50円 / 月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。 ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の改善があった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
安全対策体制加算	20円 / 回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時)に回を限度として算定)
療養食加算	6円 / 回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日に3回を限度)
外泊時費用負担金	362円 / 日	居宅における外泊を認めた場合(月6日を限度として算定)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円 / 日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円 / 月	①医療機関・協定連携医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し、適切に対応していること ③診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は研修会に1年1回以上参加していること。 ④見直し(1月に1回連続10日を限度として算定)
新興感染症等施設療養費	240円 / 日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行なう医療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行なう上で、該当する介護サービスを行なった場合(1月に1回連続5日を限度として算定)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円 / 回	入所前に居宅を訪問してサービス計画を策定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円 / 回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円 / 回	居宅へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円 / 回	医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円 / 回	①入所予定期日30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ②入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所時に先立って入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行なうこと
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円 / 回	入退所前連携加算(Ⅰ)の算定期要件の、上記②を満たすこと
退所時栄養情報連携加算	70円 / 回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は高栄養状態にあると医師が判断した入所者に対して、管理栄養士が退所先の医療機関に対して栄養管理の情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算	200円 / 回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円 / 月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実行すること ②見直し(1月に1回連続5日を限度として算定)
経口維持加算(Ⅰ)	400円 / 月	経口による食事のテクニカルロジーを1つ以上導入していること 現に経口による食事の摂取する能力であると、医師が認められる入所者に対し、医師又は看護師等の指示に基づき、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行なう。入所者とともに経口による継続的な食事の摂取を進めための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管栄栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る)を受けた管栄養士又は栄養士が、栄養管理を行なった場合
経口維持加算(Ⅱ)	100円 / 月	協力歯科医療機関を定めている指定介護老人保健施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円 / 月	①利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他のサービスを適切かつ有效地に提供するためには必要な情報を活用していること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円 / 月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円 / 月	①入所者ごとにリハビリテーションの見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時評価とともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、病院管理の実施に当たっては該情報等を活用していること ②1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状況について記録し、記録した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円 / 月	①排せつを介護する入所者ごとに要介護状態と関連のあるリスクについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時評価とともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たっては該情報等を活用していること ②①の評価の結果、排便の状況、適切な対応を行なうことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつ・介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円 / 月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定期要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時評価とともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たっては該情報等を活用していること ②①の評価の結果、排便の状況、適切な対応を行なうことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつ・介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円 / 月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定期要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時評価とともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たっては該情報等を活用していること ②①の評価の結果、排便の状況、適切な対応を行なうことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつ・介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円 / 月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定期要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時評価とともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たっては該情報等を活用していること ②①の評価の結果、排便の状況、適切な対応を行なうことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつ・介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円 / 月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定期要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時評価とともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要な情報を活用していること ②①の評価の結果、排便の状況、適切な対応を行なうことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつ・介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること
自立支援促進加算	300円 / 月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行なうとともに、少なくとも6ヶ月に1回、医学的評価の見直しを行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③医学的評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要な情報を活用していること
ターミナルケア加算(死亡日45日前~31日前)	72円 / 日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合
" (死亡日30日前~4日前)	160円 / 日	(追加要件) 「生前の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行なうこと
" (死亡前々日、前日)	910円 / 日	施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること
" (死亡日)	1,900円 / 日	

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービス
電気器具使用電気代	55円 / 日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④) × 入所日数

+

④

+

対象者の方・必要時の各加算 +

保険適用外の利用料

好日苑 料金表 (2人部屋 1割負担)

R8.2.1 改定

※ 第1~3段階の輕減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	871円	80,779円	96,899円	104,959円	126,969円	148,359円
要介護2	947円	83,312円	99,432円	107,492円	129,502円	150,892円
要介護3	1,014円	85,545円	101,665円	109,725円	131,735円	153,125円
要介護4	1,072円	87,477円	103,597円	111,657円	133,667円	155,057円
要介護5	1,125円	89,244円	105,364円	113,424円	135,434円	156,824円

※ 1か月31日の場合で計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑤ 食費	(1日)	300円	90円	50円	60円	0円
⑥ 居住費	(1日)	—	30円	30円	30円	80円
⑦ 特別な室料	(1日)			1,320円		
② サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日)			22円		
③ 夜勤職員配置加算	(1日)			24円		
④ 介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)		{ (①②③ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算		} × 7.5%	

対象者の方・必要時の各加算

初期加算(Ⅰ)	60円/日	急性期医療を追う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より30日間に限り算定する。
初期加算(Ⅱ)	30円/日	入所日より30日間に限り算定(初期加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない)
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/日	入所後3日以内に集中的リハビリを行った場合であつて、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円/回	認知症の方に入所後3月以内に集中的リハビリを行った場合。 (生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施致します。)
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50円/月	協力医療機関と連携して、入所者等の向きを得て当該入所者等の病状等の情報を共有する会議を開催していること。 ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則とし、当該入所者等の病状を確認して入院を実施する。
安全対策体制加算	20円/回	外部の研修を受けて担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回を限度として算定)
療養食加算	6円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
外泊時費用負担金	362円/日	宿居における外泊を認めた場合(月6日を限度として算定)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円/日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	①医療機関・協定締結医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応していること。 ③診療報酬における感染対策向上加算とは外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
新興感染症等施設療養費	240円/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(月1回連続5日を限度として算定)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	入所前に居宅を訪問してサービス計画を策定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	宿居へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活履歴等を提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活履歴等を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回	①入所予定日30日前以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の向きを得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。 ②入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に先立つて入所者を利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	入所退所前連携加算(Ⅰ)の算定要件の、上記②を満たすこと
退所時栄養情報連携加算	70円/回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した場合
再入所時栄養連携加算	200円/回	特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催し必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施していくこと。 ②見守り機器等のワークロジオを1つ以上導入していくこと
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	現に絶口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等の他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を行なう場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	協力歯科医療機関を定めている指介護老人保健施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	①利用者ごとのDL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(Ⅰ)では、加えて病歴の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するため必要な情報を活用していること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するため必要な情報を活用していること
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たっては該情報等を活用していること。 ②1の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員等の他の職種の者が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ③入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い、施設入所時より使用なしに改善していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	④1の評価に基づき少なくとも3月1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	①排せつに要介護状態の入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護職が施設入所時に評価するとともに、少なくとも1ヶ月1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって該評価結果等を活用していること。 ②①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して排せつに要介護状態の軽減を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ③①の評価に基づき、少なくとも3月1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	④排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排せつ・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ②又はおむつ使用によりから使用なしに改善していること
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	③排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排せつ・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
自立支援促進加算	300円/月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援に係る支援計画と支援計画に従ったケアを実施していること ③医学的評価に基づき、少なくとも6月1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要な情報を活用していること
ターミナルケア加算(死亡日45日前~31日前)	72円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合
"(死亡日30日前~4日前)"	160円/日	(追加要件)「人生の最終段階における医療・ケアの決定」ロセスに関するガイドライン等の内容に沿った取組を行なうこと
"(死亡前々日、前日)"	910円/日	施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること
"(死亡日)"	1,900円/日	

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービ
電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑤⑥⑦) × 入所日数

+ ④ +

対象者の方・必要時の各加算 +

保険適用外の利用料

好日苑 料金表 (個室 1割負担)

R8.2.1 改定

※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1	788円	122,343円	125,133円	158,613円	180,623円	206,043円
要介護2	863円	124,842円	127,632円	161,112円	183,122円	208,542円
要介護3	928円	127,009円	129,799円	163,279円	185,289円	210,709円
要介護4	985円	128,908円	131,698円	165,178円	187,188円	212,608円
要介護5	932円	130,741円	133,531円	167,011円	189,021円	214,441円

※ 1か月31日の場合で計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑤ 食費	(1日) 00円	90円	50円	60円	00円
⑥ 居住費	(1日) 50円	50円	70円	70円	50円
⑦ 特別な室料	(1日)		2,200円		
⑧ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日)		22円		
⑨ 夜勤職員配置加算	(1日)		24円		
⑩ 介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)		{ (①②③ × 入所日数) +	対象者の方・必要時の各加算	}	× 7.5%

対象者の方・必要時の各加算

初期加算(Ⅰ)	60円/日	急性期医療を担当医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より30日間
初期加算(Ⅱ)	30円/日	入所日より30日間に限り加算(初期加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない)
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/日	入所後3日以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240円/回	認知症の方に入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合 (生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施致します。)
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50円/月	協力医療機関と連携して、入所者等の意向を得て当該入所者等の病状等の情報を共有する会議を開催していること。 ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確立していること。 外部の研修を受けて担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所日以降算定として算定)
安全対策体制加算	20円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
療養食加算	6円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度)
外泊時費用負担金	362円/日	宿居における外泊を認めた場合(6月を限度として算定)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480円/日	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	①医療機関・協定締結医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応していること。 ③診療報酬における感染対策向上加算とは外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会会員が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年以内に参加していること。
新興感染症等施設療養費	240円/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1月に1回連続5日を限度として算定)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	入所前に居宅を訪問してサービス計画を策定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回	生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	居宅へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活履歴等を提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活履歴等を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回	①入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。 ②入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に先立ちて入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等の必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	入退所前連携加算(Ⅰ)の算定要件の、上記②を満たすこと
退所時栄養情報連携加算	70円/回	特別対応(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した場合
再入所時栄養連携加算	200円/回	特別対応(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)等を必要とする者
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ②見守り機器等のワークフローを1つ以上導入していること
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	現に経口により医療事務を撰取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、歯科医師・看護師・介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、経口による継続的な食事の攝取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示に基づき、看護師等が受けた管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	協力歯科医療機関を定めている指定介護老人保健施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の攝取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師・歯科衛生士又は看護師等が加わった場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	①利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の発現その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(Ⅰ)では、加えて疾患の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ効率的提供するに必要な情報を活用していること
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	①利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の発現その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(Ⅰ)では、加えて疾患の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ効率的提供するに必要な情報を活用していること
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	①入所者に褥瘡の発生と関連のあるアリバイについて施設にて評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報を利用していること。 ②評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 ③入所者等ごとに褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。 ④1回の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護職が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援を当たって当該情報等を活用していること。 ②①の評価の結果、排せつ支援の対象を変更する場合に、医師・看護師・介護支援専門員その他の職種の者が共同して、排せつ支援を実施していること
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減の見込みがあるとされた入所者について、医師・看護師・介護支援専門員その他の職種の者が共同して、排せつ支援を実施していること
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	①施設入所時と比較して排せつ・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。 ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
自立支援促進加算	300円/月	①医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医師の判断の見込みを元に、自立支援による支援計画の策定等に参加していること。 ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要となると判断された入所者ごとに、多職種共同で自立支援による支援計画を策定し、支援計画に従ってケアを実施していること。 ③医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。 ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要な情報を活用していること
ターミナルケア加算(死亡日45日前~31日前)	72円/日	ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合
" (死亡日30日前~4日前)	160円/日	(追加要件)「生前の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと
" (死亡前々日、前日)	910円/日	施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること
" (死亡日)	1,900円/日	

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類・タオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービ
電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③④⑤⑥⑦) × 入所日数	+	④ +	対象者の方・必要時の各加算	+	保険適用外の利用料
--------------------	---	-----	---------------	---	-----------

好日苑 料金表（短期入所・4人部屋 1割負担）

R8. 2. 1 改定

※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	672円	1,072円	1,802円	2,202円	2,502円	3,252円
要支援2	834円	1,246円	1,976円	2,376円	2,676円	3,426円
要介護1	902円	1,319円	2,049円	2,449円	2,749円	3,499円
要介護2	979円	1,402円	2,132円	2,532円	2,832円	3,582円
要介護3	1,044円	1,472円	2,202円	2,602円	2,902円	3,652円
要介護4	1,102円	1,534円	2,264円	2,664円	2,964円	3,714円
要介護5	1,161円	1,598円	2,328円	2,728円	3,028円	3,778円

※ 1日として計算（対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず）

⑤ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,800円
⑥ 居住費 (1日)	—	430円	430円	430円	680円
② サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日)			22円		
③ 夜勤職員配置加算 (1日)			24円		
④ 介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)	{ (①②③ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 }			× 7.5%	

対象者の方・必要時の各加算

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
重度療養管理加算	120円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度
送迎加算	184円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合（1日に3回を限度）
緊急時治療管理加算	518円/回	緊急的な治療管理を行った場合（1月に1回3日を限度）
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合（月に1回を限度）

保険適用外の利用料（希望される方のみ：全額自己負担となります。）

電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円（税込）
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③⑤⑥) × 入所日数 + ④ + 対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料

好日苑 料金表 (短期入所・2人部屋 1割負担)

R8. 2. 1 改定

※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	672円	2,392円	3,122円	3,522円	3,822円	4,572円
要支援2	834円	2,566円	3,296円	3,696円	3,996円	4,746円
要介護1	902円	2,639円	3,369円	3,769円	4,069円	4,819円
要介護2	979円	2,722円	3,452円	3,852円	4,152円	4,902円
要介護3	1,044円	2,792円	3,522円	3,922円	4,222円	4,972円
要介護4	1,102円	2,854円	3,584円	3,984円	4,284円	5,034円
要介護5	1,161円	2,918円	3,648円	4,048円	4,348円	5,098円

※ 1日として計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑤ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,800円
⑥ 居住費 (1日)	—	430円	430円	430円	680円
⑦ 特別な室料 (1日)			1,320円		
② サービス提供体制強化加算 (I) (1日)			22円		
③ 夜勤職員配置加算 (1日)			24円		
④ 介護職員等処遇改善加算(I)	{ (①②③ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 }				× 7.5%

対象者の方・必要時の各加算

生産性向上推進体制加算 (II)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
重度療養管理加算	120円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度
送迎加算	184円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合（1日に3回を限度）
緊急時治療管理加算	518円/回	緊急的な治療管理を行った場合（1月に1回3日を限度）
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に（月に1回を限度）

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円（税込）
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③⑤⑥⑦) × 入所日数 + ④ +

対象者の方・必要時の各加算 +

保険適用外の利用料

好日苑 料金表 (短期入所・個室 1割負担)

R8. 2. 1 改定

※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要支援1	632円	3,779円	4,079円	5,299円	5,599円	6,479円
要支援2	778円	3,936円	4,236円	5,456円	5,756円	6,636円
要介護1	819円	3,980円	4,280円	5,500円	5,800円	6,680円
要介護2	893円	4,059円	4,359円	5,579円	5,879円	6,759円
要介護3	958円	4,129円	4,429円	5,649円	5,949円	6,829円
要介護4	1,017円	4,193円	4,493円	5,713円	6,013円	6,893円
要介護5	1074円	4,254円	4,554円	5,774円	6,074円	6,954円

※ 1日として計算 (対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利用料は含まず)

⑤ 食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,800円
⑥ 居住費 (1日)	550円	550円	1,370円	1,370円	1,750円
⑦ 特別な室料 (1日)			2,200円		
② サービス提供体制強化加算 (I) (1日)			22円		
③ 夜勤職員配置加算 (1日)			24円		
④ 介護職員等処遇改善加算(I)	{ (①②③ × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 }				× 7.5%

対象者の方・必要時の各加算

生産性向上推進体制加算 (II)	10円/月	①入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていくこと ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
重度療養管理加算	120円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度
送迎加算	184円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日に3回を限度)
緊急時治療管理加算	518円/回	緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に(月に1回を限度)

保険適用外の利用料 (希望される方のみ : 全額自己負担となります。)

電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

(①②③⑤⑥⑦) × 入所日数 + ④ +

対象者の方・必要時の各加算 +

保険適用外の利用料